

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、 定期の予防接種を受けることができなかった人へ

定期予防接種は、感染しやすい年齢を考慮して感染症ごとに接種年齢を定めて実施していますので、予防接種は遅らせず、規定の接種期間に接種していただくことが大切です。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、定期の予防接種を受けることができなかった相当な理由がある場合は、定期接種の対象期間が過ぎても、手続きのうえ、特例実施として定期接種扱いで受けてもらうことができるようになりました。



接種期限＝令和4年3月31日

対象＝定期予防接種の期限が令和2年度以降に到達する人で、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、接種のための受診による感染症への罹患リスクが予防接種を延長することによるリスクよりも高いと考えられる場合等、規定の接種時期に定期接種ができない相応な理由がある人（ロタウイルスワクチン・高齢者インフルエンザ以外）

申請に必要なもの＝※必ず接種前に保健センターに申請してください。

（郵送での手続きもできますので、保健センターに問い合わせください）

【子どもの定期予防接種（BCG・B型肝炎・小児肺炎球菌・ヒブ・四種混合・水痘・麻しん風しん・日本脳炎・2種混合・子宮頸がん）】

申請書（ホームページからダウンロードできます）・母子健康手帳の記録の写し・予診票（お持ちの人）

【高齢者肺炎球菌予防接種の場合】

申請書（ホームページからダウンロードできます）・水色はがき（ある人のみ）・接種費用（3,000円）

◆高齢者肺炎球菌の対象

下記にある令和2年度の定期予防接種の対象の生年月日の人で、過去に自費（任意接種）を含め一度も成人用23価肺炎球菌予防接種（ニューバックス）を受けたことのない、自らの意思と責任で接種を希望する市民が対象です。

- ・昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ・昭和25年4月2日～昭和26年4月1日生まれ
- ・昭和20年4月2日～昭和21年4月1日生まれ・昭和15年4月2日～昭和16年4月1日生まれ
- ・昭和10年4月2日～昭和11年4月1日生まれ・昭和5年4月2日～昭和6年4月1日生まれ
- ・大正14年4月2日～大正15年4月1日生まれ・大正9年4月2日～大正10年4月1日生まれ

◆高齢者肺炎球菌定期予防接種の接種期間・費用について

接種場所	市内の指定医療機関	市外の指定医療機関	
接種期間	6月1日～令和4年3月31日		
費用 3,000円	医療機関で支払う	保健センターで支払う	
無費用の人が人	生活保護世帯・市民税非課税世帯の人	保健センターで公費負担申請をしてください	
	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳・戦傷病者手帳を持っている人	医療機関に手帳を提示してください	保健センターで公費負担申請をしてください

申請先・問合せ＝保健センター「さんて郡山」（☎58-3333）